

(ホームページ公開用)

申立の種類：審査請求

不服申立日：令和 7年 3月 5日

諮 問 日：令和 7年 6月 13日

答 申 日：令和 8年 2月 12日

答 申 書

令和7年6月13日付け安総第173号で貴職から諮問のあった件について、安来市情報公開審査会を開催し、審理の上結論を得たので、次のとおり答申する。

なお、審査請求人（申立人）に対し口頭意見陳述の機会を与えたが、口頭意見陳述の希望の有無に対し回答期限までに何らの回答がなかったことを付記する。

第1 審査会の結論

令和7年2月19日付け安環第298号で審査請求人に対して行った部分公開決定処分において部分公開とし、一部公開しないとした下記（1）及び（2）の各決定は、妥当である。ただし、下記（3）下段記載の文書を追加で公開すべきである。

（1）職員の氏名及び印影（管理職を除く。）

公開しないままとする。

（2）焼却処理業務の設計金額

公開しないままとする。

（3）令和3年度から5年度までの可燃ごみの焼却処理の委託業務の実績報告書（決裁を含む）

2025年3月5日付け審査請求書において審査請求人から具体的に請求のあった、委託業務にかかる毎月の報告書（業務完了報告書）を追加で公開するものとする。

第2 審査請求の経過

1 情報公開開示請求

本件審査請求人は、安来市情報公開条例第6条第1項の規定により、安来市長に対し2025年2月18日付けで「現在、安来市が締結した可燃ごみの焼却処理の委託契約書（決裁文書を含む）及び令和3年度から5年度までの可燃ごみの焼却処理の委託業務の実績報告書（決裁を含む）」の情報公開開示請求を行った。

2 処分

令和7年2月19日、実施機関は本件情報公開請求に対し、安来市情報公開条例第10条第2号及び第6号の規定に該当することを根拠に、公開しないことができる情

報とそれ以外の情報が併せて記録されている場合（安来市情報公開条例第11条）に該当するとして、部分公開決定処分を行った。公開しない部分の概要は以下のとおりである。

（1）職員の氏名及び印影（管理職を除く。）

（2）焼却処理業務の設計金額

3 審査請求

2025年3月5日付けで、審査請求人は本件処分に不服があるとして、安来市長に対し、本件部分公開決定処分の取消しを求める審査請求書を提出した。

4 弁明書

令和7年3月31日、処分庁は「本件審査請求は、棄却する。」との裁決を求める弁明書を提出した。なお、審査請求人（申立人）に対し弁明書に記載された事項に対する反論書・証拠書類等の提出機会を与えたが、回答期限までに反論書・証拠書類等の提出はなかったことを付記する。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 「現在、安来市が締結した可燃ごみの焼却処理の委託契約書（決裁文書を含む）」について

（1）安来市情報公開条例第10条第2号ただし書エでは、「当該個人が公務員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、個人に関する情報から除外することとしている。本審査請求に係る文書の起案は、安来市職員として行ったものであるから、管理職員でない職員についても安来市情報公開条例第10条2号は適用されないため公開しないこととすることはできない。（審査請求書）

（2）焼却処理業務の設計金額

本件処分で公開しないこととされた起案用紙（裏）面記載の「7. 設計金額」は、その金額の公開により、契約事務の公正かつ適正な実施ができなくなるという理由だけでは、公開しないこととした理由を説明したことにはならない。また本件契約は、既に締結され、実際に業務がおこなわれているのであるから、その金額が公表されたとしても、契約事務の公正かつ適正な実施ができなくなることはないはずであり、安来市情報公開条例第10条6号に該当しないため公開しないこととすることはできない。（審査請求書）

2 「令和3年度から5年度までの可燃ごみの焼却処理の委託業務の実績報告書（決裁を含む）」について

処分庁より開示された可燃ごみの焼却処理の委託業務の契約書第12条には、委託業務にかかる報告書を毎月、市に提出することとされているが、年間の報告書のみしか公開されていない。公開されるべき文書である。（審査請求書）

第4 処分庁の主張の要旨

1 「現在、安来市が締結した可燃ごみの焼却処理の委託契約書（決裁文書を含む）」について

(1) 本審査請求に係る文書に記載された情報で非公開とした部分は決裁権限を有していない職員の氏名及び印影であり、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、安来市情報公開条例第10条本文に規定する個人に関する情報に該当することは明らかであるが、決裁行為については当該職務遂行の内容にかかる部分であり安来市情報公開条例第10条第2号ただし書エの情報であるといえるため、決裁権限を有している課長以上の管理職の印影は公開し、決裁権限を有していない職員の氏名及び印影については安来市情報公開条例第10条第2号ただし書エに該当しない情報であるといえるため、非公開と判断した。（弁明書）

(2) 焼却処理業務の設計金額

可燃ごみ焼却業務委託契約に係る契約予定金額の上限となる予定価格は、安来市契約規則第17条の規定により、仕様書、設計書等に基づいて算定したものを、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して実情に合わせて調整し、予算執行者が決定したものである。

可燃ごみ焼却業務委託は、毎年度継続して行われるものであり、設計金額の積算方法及び予定価格（以下「設計金額等」という。）の算出方法は、今後もほぼ同様の方式で行うことになる。また、一般廃棄物の量、収集方法等に大きな変化がない限り、当該業務の内容にも大きな変更はないため、基本的に同一の仕様書により算出した設計金額等により反復継続して行われることになる。さらに、設計金額等及びその根拠となる設計単価は公にされていない情報である。

したがって、本業務における設計金額等が公になると、業務の性質上、今後、本業務を委託する際の予定価格をかなりの精度をもって類推することが可能となるとともに、本市における予定価格算出のノウハウが明らかとなり、本業務のみならず、今後の本市における公正又は円滑な契約事務の遂行に支障が生じるおそれがあると認めるものである。

そこで、本業務において予定価格が類推されることとなった場合には、随意契約では競争原理が働かないため、公にされた予定価格の算出方法等を安易に用い、見積書を提出することも可能となることから、契約金額の高止まり、業者が適正な額での見積り努力を行わない等の支障が生じるおそれがある。その結果、事後においてもこれらの情報を公にすることにより、本市の財産上の利益、ひいては市民全体の利益を損なうことになると認めるものである。

また、設計金額等に係る部分を非公開にすることが、議会における決算の根拠を秘密にしているという主張であるが、毎年度、議会に対しては「事業別概要書」及び「主要施策の成果説明書」等において、可燃ごみ焼却処理等委託料として説明を行い、予算の承認、決算の認定を受けている。なお、「事業別概要書」及び「主要施策の成果

説明書」は安来市のホームページにおいても公開されている。

以上のことから、設計金額等に係る部分を公にすることにより、今後、適正な額での業者決定及び契約に係る事務に支障が生じ、本市の財産上の利益が損なわれるおそれがあるため、安来市情報公開条例第10条第6号に該当する情報であると判断した。(弁明書)

2 「令和3年度から5年度までの可燃ごみの焼却処理の委託業務の実績報告書(決裁を含む)について」

(1) 本審査請求に係る文書に記載された情報で非公開とした部分は決裁権限を有していない職員の氏名及び印影であり、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、安来市情報公開条例第10条本文に規定する個人に関する情報に該当することは明らかであるが、決裁行為については当該職務遂行の内容にかかる部分であり安来市情報公開条例第10条第2号ただし書エの情報であるといえるため、決裁権限を有している課長以上の管理職の印影は公開し、決裁権限を有していない職員の氏名及び印影については非公開と判断した。(弁明書)

(2) 公文書の公開請求書の記載に「令和3年度から5年度までの可燃ごみの焼却処理の委託業務の実績報告書(決裁を含む)」とだけ記載があるにとどまり、令和3年度から令和5年度までの毎月の実績報告書と記載されていなかったため、請求内容は、「業務完了確認書」及び「完了届」であると判断した。(弁明書)

第5 審査会の判断

安来市情報公開条例は、「市民の知る権利を保障し、それに基づいて市の保有する情報の公開に関し必要な事項を定めるとともに、市が市民に対し説明責任を果たすことにより、市民と市との信頼関係を深め、もってより一層開かれた市政を実現することを目的」として制定されている(第1条)。また、「実施機関は、この条例の解釈及び運営に当たっては、情報の公開を請求する市民の権利を保障するとともに、個人の尊厳を守るため、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」とされている(第3条第1項)。

そのため、安来市が業務委託する際の公平性、競争性及び行政の裁量性を踏まえ、市民の公務を知る権利及び個人(情報、プライバシー)の優越的保護とのバランスの観点から、関係決裁文書の公開及び非公開を判断すべきであることを念頭に以下のとおり審査した。

1 本件情報公開請求で部分開示とされた文書の概要等

(1) 本件情報公開請求で部分開示とされた文書は、以下のとおりである。

- ア 可燃ごみ焼却処理業務の「予算の施行及び契約について(伺い)起案用紙」
- イ 可燃ごみ焼却処理業務の「契約書」
- ウ 令和6年3月31日作成の「業務完了確認書」
- エ 令和6年3月31日作成の「完了届」

(2) 本件情報公開請求で公開しない部分とされた情報は以下のとおりである。

ア 上記（１）ア、イ、ウ、エの各文書に記載された決裁権限を有する課長以上の管理職を除く職員の氏名及び印影。

イ 上記（１）アの「予算の施行及び契約について（伺い）起案用紙」（裏）面に記載されている「７．設計金額」の金額数値。

実施機関は、上記アの情報については、安来市情報公開条例第１０条第２号本文に該当、上記イの情報については、同条例第１０条第６号に該当するとして、非公開としている。

２ 本件審査請求の争点

本件審査請求の争点は、以下のとおりである。

- （１）決裁権限を有しない職員（管理職員ではない職員）の氏名及び印影が安来市情報公開条例第１０条第２号ただし書エに該当するか否か。
- （２）「予算の施行及び契約について（伺い）起案用紙」（裏）面に記載されている設計金額の金額数値が同条例第１０条第６号に該当するか否か。
- （３）令和３年度から５年度までの可燃ごみの焼却処理の委託業務の毎月の実績報告書（決裁を含む）を追加で公開することが可能か否か。

３ 安来市情報公開条例第１０条第２号及び第６号該当性についての判断

- （１）決裁権限を有しない職員（管理職員ではない職員）の氏名及び印影が安来市情報公開条例第１０条第２号ただし書エに該当するか否かについて

実施機関が定める安来市情報公開条例第１０条第２号によれば、実施機関が公開しないことができる情報として「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む））。ただし、次に掲げる情報を除くとして、エ 当該個人が公務員である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」とされている。

決裁権限の有無にかかわらず、職員の氏名及び印影は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、安来市情報公開条例第１０条第２号本文の規定する個人に関する情報に該当する。

そして、決裁行為については当該職務遂行の内容に係る部分であり安来市情報公開条例第１０条第２号ただし書エの情報であるといえるから、決裁権限を有している職員の氏名及び印影については同号ただし書エに該当するが、決裁権限を有していない職員の氏名及び印影については同号ただし書エに該当しない。

よって、決裁権限を有しない職員の氏名及び印影について非公開とした実施機関の判断は妥当である。

- （２）「予算の施行及び契約について（伺い）起案用紙」（裏）面に記載されている設計金額の金額数値が安来市情報公開条例第１０条第６号に該当するか否かについて

ア 「市又は国等の行う監査、検査、入札、試験、交渉、渉外、職員の身分取扱い、争訟その他の事務事業」に該当するかについて

実施機関が定める安来市情報公開条例第10条第6号によれば、実施機関が公開しないことができる情報として「市又は国等の行う監査、検査、入札、試験、交渉、渉外、職員の身分取扱い、争訟その他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該又は将来の同種の事務事業の実施の目的の達成が著しく損なわれると認められるもの」とされている。そして、「事務事業」の例示として「入札」が挙げられていることからすると、「その他の事務事業」に安来市が行う契約に関する事務事業が含まれることは明らかであるところ、本号は、安来市が行う契約に係る事務事業に関する情報について、当該契約の事務事業又は将来契約する同種の事務事業の実施の目的達成が著しく損なわれると認められる場合には、公開しないことができることを定めたものであると解釈できる。それにより、本件審査請求に係る文書である「予算の施行及び契約について（伺い）起案用紙」に記載されている情報は、可燃物焼却の役務の提供契約に関する情報であり、条例第10条第6号前段に記載された「その他の事務事業に関する情報」に該当すると判断した。

イ 「公開することにより、当該又は将来の同種の事務事業の実施の目的の達成が著しく損なわれる」かについて

次に、「予算の施行及び契約について（伺い）起案用紙」（裏）面に記載されている設計金額の金額数値を公開することにより、当該契約の事務事業又は将来契約する同種の事務事業の実施の目的達成が著しく損なわれると認められるか否かについて検討する。

（ア）設計金額

前記記載の第4 処分庁の主張の要旨1（2）によれば、「可燃ごみ焼却業務委託は、毎年度継続して行われるものであり、設計金額の積算方法及び予定価格（以下「設計金額等」という。）の算出方法は、今後もほぼ同様の方式で行うことになる。また、一般廃棄物の量、収集方法等に大きな変化がない限り、当該業務の内容にも大きな変更はないため、基本的に同一の仕様書により算出した設計金額等により反復継続して行われることになる。さらに、設計金額等及びその根拠となる設計単価は公にされていない情報である。したがって、本業務における設計金額等が公になると、業務の性質上、今後、本業務を委託する際の予定価格をかなりの精度をもって類推することが可能となるとともに、本市における予定価格算出のノウハウが明らかとなり、本業務のみならず、今後の本市における公正又は円滑な契約事務の遂行に支障が生じるおそれがあると認めるものである。」と処分庁は主張する。

（イ）予定価格

前記記載の第4 処分庁の主張の要旨1（2）によれば、「可燃ごみ焼却業務

委託契約に係る契約予定金額の上限となる予定価格は、安来市契約規則第17条の規定により、仕様書、設計書等に基づいて算定したものを、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して実情に合わせて調製し、予算執行者が決定したものである。」と処分庁は主張する。

安来市においては、予定価格について以下のとおり安来市契約規則第8条及び第17条の中で規定している。

安来市契約規則（一部抜粋）

（予定価格）

第8条 契約担当者は、一般競争入札に付そうとする工事、物件等について、その設計書、仕様書等によってあらかじめ予定価格を定め、封書にして開札の場に置かなければならない。ただし、電子入札による入札の場合は、この限りでない。

2 建設工事及び公有財産売却システムに係る入札については、当該入札を執行する前に予定価格を公表することができる。

3 第1項の規定による予定価格は、一般競争入札に付する工事、物件等の価格の総額について定めるものとする。この場合において、契約の性質により総額について定めることが困難なものにあつては、単価について定めることができる。

（予定価格）

第17条第1項 契約担当者は、随意契約により契約を締結しようとするときは、あらかじめ第8条に準じて予定価格を定めなければならない。

上記の規則を検討した結果、安来市の場合は、随意契約により契約を締結する際には、第8条に準じて、その設計書、仕様書等によってあらかじめ予定価格を定めなければならないと規定する。安来市契約規則では、第8条第2項で建設工事及び公有財産売却システムに係る一般競争入札においては、予定価格を事前に公表することができる」と規定されているにとどまり、その他の契約については、一般競争入札か随意契約にかかわらず予定価格を公表することができる旨の規定が存在しない。また、本件審査請求に係る文書「予算の施行及び契約について（伺い）起案用紙」（裏）面に記載されている設計金額の金額数値を公開することにより以下のような弊害が発生する恐れがある。

本件は、競争入札と異なり競争原理が働かない特命随意契約である。本件不開示部分である設計金額の金額数値を開示することになると、将来同種の契約における予定価格を類推され、業者が見積り努力を怠り、契約金額の高止まりが生じる恐れがある。当審査会では、本件の役務提供契約が、複数年度の期間を定めて契約が切れ間なく継続されていることを確認している。設計金額を公開することにより、今後の契約における予定価格を類推されることとなると、契約金額の高止まりが生じて、安来市の財産上の利益を不当に害することとなるため、これを防止する必要性は高いと判断した。

したがって、本件、特命随意契約における「予算の施行及び契約について（伺い）起案用紙」（裏）面に記載されている設計金額の金額数値を公開することにより、将来契約する同種の事務事業の実施の目的達成が著しく損なわれると認められるため、安来市情報公開条例第10条第6号に該当し不開示とすることが妥当である。

(3) 令和3年度から5年度までの可燃ごみの焼却処理の委託業務の毎月の実績報告書（決裁を含む）を追加で公開することが可能か否か

公開された契約書の第12条は、「(実績報告の提出)として、毎月末日までの委託業務にかかる報告書（焼却残渣処理実績を含む）を作成し、翌月5日（5日が閉庁日のときは、翌開庁日）までに提出するものとする旨が記載されている。

処分庁は、情報公開請求書の公文書の名称又は内容欄の記載には、「令和3年度から5年度までの可燃ごみの焼却処理の委託業務の実績報告書（決裁を含む）」とだけ記載があるにとどまり、令和3年度から令和5年度までの毎月の実績報告書と記載されていなかったため、請求内容は、「業務完了確認書」及び「完了届」であると判断したと主張する。然るに、開示された「業務完了確認書」及び「完了届」には、焼却残渣処理実績にかかる記載がなされていない。審査会が、処分庁より、令和3年度から令和5年度までの毎月の実績報告書として、期間内のすべての毎月の「業務完了報告書」の提出（計36枚）を受けて精査した結果、公開された「業務完了確認書」及び「完了届」に記載された各年度に業務委託料として支払われた合計金額と令和3年度から令和5年度までの期間中に毎月提出された「業務完了報告書」に記載された各月の委託金額の期間中合計金額は同額で合致していることが確認できたが、焼却残渣処理実績については「業務完了確認書」及び「完了届」のいずれにも何ら記載されていない。仮に、処分庁の主張を採用し、今回の審査会で判断しなかったとすると、今後改めて審査請求人より当該公文書について情報公開請求がなされた場合は、実施機関は、今回及び過去の審査会の判断に準拠した部分公開決定がなされると予想される。

よって、今後の事務手続きを簡素化するためにも、今回の審査請求書によって、審査請求人が主張するとおり、令和3年度から令和5年度までの毎月の実績報告書として、期間内のすべての「業務完了報告書」を追加にて公開するのが妥当と判断した。

以上。